

# 公募要項

令和6年12月

## 1 目的

この要項は、「十条地区にぎわい創出支援業務委託」（以下、「本業務」という。）について、最適な事業者の選定を価格のみの競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から事業者の選定を行うプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務の概要

### (1) 件名

十条地区にぎわい創出支援業務委託

### (2) 業務内容

別紙1（仕様書案）のとおり。ただし、仕様内容については本プロポーザルで選定した事業者と提案内容等を踏まえ協議の上、決定する。

### (3) 履行期限

契約確定日から令和9年3月31日（水）まで

### (4) 予定価格

19,800,000 円（税込）を上限とし、提案価格が上限額を上回る場合は、審査の対象としない。なお、本業務においては、最低制限価格を設定しない。

※本件は令和7年度予算が北区議会（令和7年第1回定例会）で成立した場合に契約を締結する。

### (5) 支払い方法

委託金の支払いは、2回払いとし内訳は次のとおりとする。

①1回目支払い 11,600,000 円（税込）を上限とし、発注者と受注者の協議により決定した額

令和7年度業務終了後 令和8年4月頃

②2回目支払い 全体契約額から1回目支払額を除いた金額

本業務終了後 令和9年4月頃

## 3 提案者の資格要件

プロポーザルに参加する事業者に要求される資格は、参加表明書等提出期限（令和7年1月17日（金））において以下の要件をすべて満たすものとする。なお、契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1) 対象業務における北区での競争入札参加資格（以下「北区競争入札参加資格」という。）

を有していること。なお、北区競争入札参加資格を参加表明書等提出期限（令和7年1月17日（金））までに有していない場合は、「東京電子自治体共同運営電子調達サービス」による物品（業務委託等を含む）の資格審査申請の際に提出する書類と同等の書類を参加表明書と同時に提出を行うこととする。ただし、契約締結までの間に北区競争入札参加資格を取得することとし、契約時までには取得することができなかった場合は、区は契約をしないことができることとする。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (3) 東京都北区競争入札参加資格有資格者指名停止基準（14北総契第360号平成15年3月28日区長決裁）による指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続きの適用を受けている者又は申請をしている者でないこと。
- (5) 東京都北区契約における暴力団等排除措置要綱（22北総契第1894号平成23年3月3日区長決裁 平成23年4月1日施行）による入札参加除外措置の期間中でないこと。
- (6) まちびらきイベント等のまちのイベントの企画や運営支援又はエリアマネジメント団体等の構築、運営支援に関する業務を元請として締結し、完了した実績があること。
- (7) 本業務については、受注機会の拡大や経営力・技術力の向上を図るため共同企業体による提案については、妨げない。ただし、下記の①～③全てを満たすこととする。
  - ①共同企業体に参画する企業すべてが、参加資格の（1）～（6）全てを満たすこと。
  - ②構成員の数は最大2者までとする。なお、構成員の出資比率は、過度な偏りがないように配慮し、本プロポーザル審査委員会に提出すること。
  - ③共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員として応募することはできない。

#### 4 提出書類及び提出期限等

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次の書類を提出すること。

##### (1) 提出書類

必要書類は北区ホームページから入手すること。また、提出書類については別紙2（提出書類作成要領）のとおりとする。

##### (2) 参加表明書等の提出

項目	内容
提出期限	令和7年1月17日（金）午後5時まで ※年未年始を含むため、東京都北区プロポーザル方式実施基準第11条に定める提出期限より長い期限とする。

提出先	〒114-8508 北区王子本町 1-15-22 北区役所まちづくり部拠点まちづくり担当課（区役所第一庁舎 7 階 3 番） 窓口対応時間：土日祝日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで 電話：03-3908-7186（直通） FAX：03-3908-1276 E-mail：kyotenmachi-ka@city.kita.lg.jp 担当：矢野、深澤
提出方法	別紙 2：提出書類作成要領のとおり。 ただし、参加表明書のみ押印済みの原本 1 部を上記提出先へ持参または簡易書留で郵送すること（1 月 17 日（金）必着）。

（3）応募書類の提出

項目	内容
提出期限	令和 7 年 1 月 29 日（水）午後 5 時まで
提出先	4 の（2）の提出先に同じ
提出方法	別紙 2：提出書類作成要領のとおり。

5 提出書類の取り扱い

提出された提案書等の取扱いは、以下のとおりとする。

- （1）区は、提出書類を本プロポーザルの目的以外には使用しない。但し、提出書類を作成した事業者の許可を得た場合は、この限りではない。
- （2）事業者は、提出期間終了後の提出書類変更は出来ない。但し、区が認める場合は、この限りではない。
- （3）区は、提出書類の提出後に補足資料の提出や確認を求めることがある。
- （4）区は、提出書類を返却しない。

6 公募のスケジュール

公募要項の公表	令和 6 年 12 月 25 日（水）
参加表明書等提出期限	令和 7 年 1 月 17 日（金）まで
質問受付期間	令和 7 年 1 月 17 日（金）まで
質問書に対する回答	令和 7 年 1 月 22 日（水）
参加表明辞退届提出期限	令和 7 年 1 月 29 日（水）まで
応募書類提出期限	令和 7 年 1 月 29 日（水）まで

第一次審査結果通知	令和7年 2月20日(木)(予定)
第二次審査	令和7年 3月24日(月)(予定)
第二次審査結果(契約交渉順位決定)通知	令和7年 3月31日(月)(予定)

## 7 公募要項の公表

### (1) 公表期間

令和6年12月25日(水)正午から令和7年1月17日(金)午後5時まで

### (2) 公表方法

区の公式ホームページに掲載する。

## 8 質問及び回答

### (1) 質問受付期間

令和6年12月25日(水)正午から令和7年1月17日(金)午後5時まで

### (2) 提出先

4の(2)の提出先に同じ

### (3) 提出方法

下記の内容を記載のうえ、電子メール(kyotenmachi-ka@city.kita.lg.jp)で提出

- ・件名：十条地区にぎわい創出支援業務委託に関する質問(事業者名)
- ・本文：質問内容、会社名、連絡担当者氏名、連絡先(電話番号、メールアドレス)

なお、質問を受信した場合は、区から受信確認メールを送信する。

受信確認メールが届かない場合は問い合わせること。

### (4) 回答方法 令和7年1月22日(水)午後5時までに質問者名を伏せ、参加表明者すべてにメールで回答する。

## 9 審査方法及び審査項目

本プロポーザルは、公募型プロポーザル方式とし、二段階審査方式で実施する。プロポーザルの審査項目は別紙3(審査項目)により、審査委員会が審査し、契約交渉順位を決定する。

### (1) 第一次審査

提出書類による書類審査を実施する。企画提案内容、業務履行の体制、事業者の実績、提案価格等を評価し、第二次審査対象者を3事業者程度に選定する。

### (2) 第二次審査(3者程度)

第一次審査で選定された提案者による企画内容のプレゼンテーション及び質疑応答を実施し、事業意図に沿った有効な提案であるかを審査し、審査委員会の合議によって随意契約交渉順位第1位及び第2位を選定する。

※開催方法については、状況によりオンラインによる開催とする場合がある。

※開催日時、場所及び留意事項等は、第一次審査による選定後、別途通知する。

※プレゼンテーション及び質疑応答は、主担当者及び副担当者が中心に実施することとする。

(3) 総合評価点

第一次審査、第二次審査の合計点で評価する。

10 審査結果の通知

審査結果は参加表明書を提出した事業者に対して、書面により通知する。また、区の公式ホームページにおいて、件名、業務概要、審査日、契約交渉順位第1位の称号及び所在地を公表する。

11 守秘義務

参加表明書を提出した事業者は、本プロポーザルの審査過程で知り得た事項を区の許可なく公表し、または利用してはならない。

12 その他

(1) 無効となる参加表明書又は応募書類等

参加表明書又は応募書類等が次の条件のいずれか一つに該当する場合には無効となることがある。なお、無効となったときは、その時点でプロポーザルに参加した事業者として失格とする。

- ① 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- ② 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤ 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの

(2) 虚偽の記載や守秘義務違反が判明した場合、区は指名停止の措置を行うことがある。

(3) 提出に伴う費用

参加表明書及び応募書類等の作成及び提出に伴った費用の全ては、参加表明書を提出した事業者及び応募書類等提出者の負担とする。

(4) 資料の取り扱い

応募書類等の作成のために区より受領した資料は、区の許可なく公表及び使用することはできない。

(5) 通信事故の責務

電子メール等の通信事故については、区はいかなる責任も負わない。

(6) この要項に定めるもののほか、必要な事項については、審査委員会が別に定める。